

理科で遊ぼう会 会則

(名称)

第1条 本会は、「理科で遊ぼう会」(以下「本会」という。)と称し、活動拠点を相模原市大野北公民館とする。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りとする。

- (1) 子どもたちが発見する喜びを体験する場をつくる。
- (2) 子どもたちの創造性と思考力を養い、ひいては科学技術に関心を寄せる子どもたちの育成を支援する。
- (3) 会員の知識と経験を活かし、子どもたちが論理的に考えて、工作や実験・観察ができる題材を開発し広める。

(活動)

第4条 本会の活動は以下のものとする。

- (1) 地域の教育活動を支援する。
- (2) 子どもの健全育成を図る。

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 地域の小学校等を主な対象に、学校の通常の授業やクラブ活動の発展的な内容として、実験・観察・工作等の理科的活動を協働しておこなう。
- (2) 地域の公民館や子どもセンターなど主に公的施設を利用して理科実験や工作の講座をおこなう。
- (3) 安価で確実な実験ができる教材を開発・作製し、それを活用する。

(会員)

第6条 会員の種類は以下の通りとする。本会の趣旨に賛同するものが本会に入会しようとする場合は、別に定める入会申込書で代表に申し込む。代表は会の趣旨に賛同し、活動に参加協力できることを確認して入会を認める。

- (1) 正会員：正会員は総会の議決権を有する。
- (2) 賛助会員：総会議決権はないが正会員に準じて会の運営についての情報を得ることができる。
- (3) 協力会員：総会議決権はないが、会の運営に関する情報を受けて会の活動に自由に参加協力することができる。

2 正会員が退会するときは代表に申し出る。

(会費)

第7条 会費は次の通りとする。

- (1) 入会金は、無料とする。
- (2) 正会員は、年会費 2,000 円を納入しなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとするときは、賛助会費を納入しなければならない。賛助会費は一口単位で支払い、一口を 1,000 円とし、その会計年度において有効なものとする。
- (4) 会費は、返却しないものとする。
- (5) 第6条2項に記述した申し出がなくても、当年度の会費を通年で滞納した正会員は定時総会をもって退会したものとみなす。
- (6) 会費は、ボランティア保険および会の運営費等に充てる。

(役員および監査とその役割)

第8条 本会に次の役員と監査を置く。役員と監査は総会で選出する。

- (1) 役員 5 名以上 7 名以下
- (2) 監査 1 名以上 2 名以下
 - 2 役員のうち 1 名を代表、1 名を副代表とする。副代表は常時代表を補佐し、必要に応じてそれを代行する。
 - 3 代表、副代表は役員の互選とする。
 - 4 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 5 役員が 5 名を欠ける、或いは監査が 1 名を欠けるときは、速やかに臨時総会を開いて補充を選任する。
- 6 役員会の役割は、運用規程において定める。
- 7 監査は会計監査のほか会則に則って業務上の監査を行う。監査は前記業務監査に支障をきたす可能性のある責任業務を兼務しない。
- 8 本会は役員のほかに必要に応じて外部ブレーンとして顧問を置くことができる。顧問に対する謝礼や権限は役員会において個別に決定する。

(事務局)

第9条 事務局は会員で構成する。

- 2 事務局員は代表が任免する。

(総会)

第10条 本会の定時総会は、会計年度の末日から 2 カ月以内を開催する。

- 2 総会は、会員数の 1 / 2 以上の出席 (委任状を含む) で成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- 3 総会の議長は代表または代表が指名する会員が行う。
- 4 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 活動計画及び活動報告及び収支決算
 - (3) 会則の変更

- (4) 別に定める会費
- (5) その他運営に関する重要事項

5 臨時総会の招集

- (1) 監査による要請または役員会の議決で代表が招集する。
- (2) 正会員の 1/3 の要請があった場合、代表は役員会の議を経ることなく臨時総会を招集する。

(役員会議)

第 11 条 役員会議は代表が招集し、2 / 3 の役員の出席をもって成立する。役員会議は前各項に定めることのほか次の事項を出席役員の過半数の賛成で議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会計)

第 12 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 本会の財産の保管や廃棄については、役員会の議を経るものとする。ただし、会の解散時の財産運用については総会に委ねる。

(残余財産の帰属)

第 13 条 本会が解散した時に残余する財産は総会において選定した、他の適切なボランティア団体に帰属させるものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成 21 年 4 月 25 日から施行する。

【設立当初に関する覚書】

- (1) 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	田中 皓
副代表	金子 輝二
運営委員	甲斐田博高、葛谷 鍾太朗、鈴木輝雄、南 信之
監査	飯田あゆみ

- (2) 本会の設立当初の役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、成立の日から最初に開かれる総会までとする。
- (3) 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 13 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- (4) 本会の設立当初の事業年度は、第 13 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- (5) 本会の設立当初の会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。年会費 2,000 円

- 2 この会則は、平成 22 年総会議決をもって改定施行する。
- 3 この会則は、平成 29 年総会議決をもって改定施行する。
- 4 この会則は、令和 5 年総会議決をもって同年 4 月 1 日より改定施行する。
- 5 この会則は、令和 6 年 1 月 31 日臨時総会議決をもって改定施行する。
- 6 この会則は、令和 8 年 4 月 15 日総会議決をもって改定施行する。